

(4) 整備資格面積

- ※ 整備資格面積・・・学級数に応ずる必要面積から保有面積を控除した面積。  
 新增築の国庫補助対象となる面積である。  
 必要面積・・・文科省の基準により、学級数等に応じて算出される  
 教育を行うのに必要な最低限の面積。

校舎及び屋内運動場の整備資格面積は、表4のとおりである。

校舎の整備資格面積は、必要面積の基準改定が行われた平成9年度は大幅に増加したものの、その後は減少を続けた。平成15年度から整備資格面積に多目的スペースの面積が算入されることとなったため、小学校校舎の整備資格面積は一時的に増加したが、平成30年度まで減少の傾向が続いている。平成30年度においては、11.1%減少となった。中学校についても、19.4%の減少となっている。

屋内運動場の整備資格面積は、平成9年度から徐々に減少しており、平成30年度においても、小学校で対前年度比4.2%減少しており、中学校では0.7%減少となった。

なお、屋内運動場の保有状況は、表5のとおりである。

表4 整備資格面積の推移

(%・㎡)

区 分		年 度						
		24	25	26	27	28	29	30
小学校	校 舎	(8.0) 7.5 110,294	(7.2) 7.0 98,604	(6.8) 6.0 85,083	(6.7) 5.9 82,317	(6.6) 5.5 76,350	(6.6) 5.5 75,830	(-) 5.0 67,384
	屋 体	(22.1) 22.2 87,205	(21.8) 21.6 82,084	(21.5) 20.4 78,182	(21.3) 19.8 74,629	(21.1) 19.3 72,287	(21.0) 18.9 69,894	(-) 18.4 66,953
中学校	校 舎	(4.6) 2.0 15,030	(4.5) 2.4 18,310	(4.3) 2.3 17,189	(4.2) 2.4 17,960	(4.1) 2.1 15,514	(3.9) 2.2 16,036	(-) 1.8 12,925
	屋 体	(16.4) 13.6 27,042	(16.2) 13.4 26,601	(15.9) 13.4 26,690	(15.9) 13.5 26,445	(15.6) 12.7 24,564	(15.5) 12.3 23,241	(-) 12.2 23,080

(注) 中段の数値は、必要面積に対する整備資格面積の割合であり、上段( )数値は全国の比率である。(平成30年度は未発表のため掲載していない)

表5 屋内運動場の保有状況

区 分	保有校数		未保有校数		計	
	校	%	校	%	校	%
小 学 校	(19,381)	(97.7)	(459)	(2.3)	(19,840)	(100.0)
	360	99.2	3	0.8	363	100.0
中 学 校	(9,244)	(96.7)	(312)	(3.3)	(9,556)	(100.0)
	153	98.7	2	1.3	155	100.0
計	(28,625)	(97.4)	(771)	(2.6)	(29,396)	(100.0)
	513	99.0	5	1.0	518	100.0

(注) 上段( )数値は全国の数値である。(平成29年度の値)